

**令和 8 年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー）
公募型企画提案競技に係る質問書（7/10 まで受付分）への回答**

令和 8 年 7 月 2 1 日
大館市商工課商工係

No	質問内容	回答
1	ディレクター枠とプレーヤー枠の両方に応募することは可能でしょうか。	可能です。ただし、選考において、両枠で採用の基準を満たしていた場合でも、応募者様の適性等を総合的に判断し、いずれか一方の枠での採用となります。あらかじめご了承ください。
2	私は現在、地域おこし協力隊の要件に合致する都市部に居住しております。採用いただいた場合は大館市に住民票を移す前提ですが、現在の居住地（都市部）と大館の二拠点で活動することは可能でしょうか。 あわせて、週あたりどの程度、大館での活動が求められるのか、目安があれば教えていただくと助かります。	可能です。ただし、以下にご注意ください。 ・プレーヤーの形態は委託型となり、勤務時間や大館での活動時間を定めるものではありません。 ただし、任期開始から数か月は、地域内での交流や面談等に注力いただくことを想定しておりますので、こちらに支障が出ない範囲での行き来であれば可能です。 ・当市から支給される活動経費には、当該地域との往復交通費や当該地域側の拠点の維持費等は含まれません。 これらは自己負担となる点にご留意ください。
3	【生産・加工拠点の整備と資金調達支援について】 本提案では、地場産品を活用した加工品の開発・製造による事業化を構想しており、将来的には大館市内に小規模な食品加工の生産拠点を整備することも視野に入れています。つきましては、こうした生産・加工拠点の整備にあたり活用可能な、市の遊休公共施設・空き施設・創業支援拠点や、設備投資に係る市・県の補助制度がありましたらご教示ください。また、募集要領 13(3)に記載の「資金調達支援」について、想定される具体的な支援内容をご教示ください。	資金調達支援については、本事業において株式会社秋田銀行との連携協定を締結しており、事業化・事業成長に向けたファイナンスの支援、事業計画の策定支援等を想定しております。 そのほか、空き施設などの紹介も含め、各隊員の業種や希望等に合わせ、都度適切な支援・提案を行いたいと考えております。 また、以下のとおり回答日現在で該当し得る助成制度を紹介します。（今年度は受付終了しているものも有り。） なお、いずれの助成制度も来年度以降の実施を確約するものではなく、内容が変更または廃止される可能性がある点にご留意ください。

		秋田県 起業支援事業費補助金 県内で新規起業を目指している若者(40 歳未満)を対象に、 起業に必要な経費の一部を最大 100 万円助成。 (https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/88411) 大館市 創業支援補助金 市内で新たに創業あるいは第二創業するかたを対象に、創 業に係る経費の一部を最大 100 万円助成。 (https://www.city.odate.lg.jp/city/handbook/handbook7/p262) 大館市 空き店舗再生推進事業費補助金 市内特定地域において 1 年以上入居者がいない空き店舗等 の不動産購入費・改修工事費の一部を最大 200 万円助成。 (https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/shokou/p11744) 大館市 地域おこし協力隊員起業等支援事業費補助金 任期 2 年目から任期終了後 1 年以内に起業等を行う地域お こし協力隊を対象に、起業等に係る経費の一部を最大 100 万円助成。(HP 掲載無)
4	【協力隊員が事業者として参画する場合の公平性・利益相反について】 募集要領では、任期中の起業は事前協議のうえ可能とされています。これに関連し、協力隊員が任期中に法人を設立し、その法人が自ら開発に関与した商品の製造・供給や、ふるさと納税返礼品の提供事業者となることについて、公平性・利益相反等の観点から制約はございますでしょうか。可能となる場合の条件や留意点についても、あわせてご教示いただけますと幸いです。	本事業では、任期中の起業・事業化及び任期後の地域定着を強く推奨しており、隊員が設立した法人が自ら開発した製品を製造・供給することや、ふるさと納税の返礼品事業者になることは、地域経済への貢献として歓迎されるスキームです。 制度上の制約は原則ありませんが、以下の点にご留意ください。 ・隊員個人としての「地域活動(委託業務)」と、設立法人の「営利活動」の境界を明確にし、協力隊としての活動費が当該法人への不当な利益供与と捉えられないよう、事業計画の事前協議が必要となります。 ・ふるさと納税の事業者登録にあたっては、他の一般事業者と同様の審査プロセス・基準をクリアする必要がある、優位性はありません。

5	【ふるさと納税型クラウドファンディングの活用可否について】 新たに開発する地場産品について、ふるさと納税型のクラウドファンディング(ガバメントクラウドファンディング等)を活用し、資金調達とPRを行いながら返礼品化していく手法を検討しています。大館市においてこの手法を活用することは制度上可能でしょうか。可能な場合、企画・掲載・目標額の設定等にあたり、協力隊員(またはその関係事業者)が主体的に関与できる範囲についてご教示ください。	従来のガバメント・クラウド・ファンディング(以下 GCF)制度では不可ですが、本年度からの新事業である「大館インベスト」が活用できる可能性があります。 当市において、従来の GCF としては、以下を実施しています。 ・2018 年 秋田犬がおもてなし ドッグファーストプロジェクト 寄附額 2,260,000 円 目標達成 ・2020 年 「青ガエル」メイクアッププロジェクト 寄附額 1,276,000 円 目標達成 ・2023 年 釈迦内小学校 桜保全管理プロジェクト 寄附額 1,755,000 円 目標達成 上記はいずれも市事業の直接経費に充当する GCF として実施しており、市民や事業者へ補助金等で交付する間接型や地域活性化プロジェクト等への活用は実施していない状況です。 そこで、本年度よりふるさと納税の拡大及び、地域産業の活性化を図るものとして、事業者提案のクラウドファンディング型ふるさと納税(＃ふるさと納税 3.0)である「大館インベスト」を創設しました。 本事業はふるさと納税の返礼品をつくる、生産体制を拡充するために必要な施設設備導入に対し、最大 100%補助を可能とするものです。 本制度の活用にあたっては、大館インベストの活用希望者からの個別相談・企画提案の後、選定審査を経て実施するもので、「企画・掲載・目標額の設定等」については、主体的に関与できるものと想定しております。 なお、ふるさと納税の寄附者は、短期的に返礼品を求めていることから、目標とする寄附額を集めることについて一定のハードルがあることをご承知おきください。
6	【返礼品登録および地場産品基準の運用について】 協力隊活動を通じて開発した新商品を大館市のふ	当市における事業者登録及び返礼品登録に関しては、返礼品の設計段階から、中間管理事業者と連携し市場性や優位

	るさと納税返礼品として登録する場合の、事業者登録・返礼品登録に必要な要件および標準的な所要期間をご教示ください。あわせて、地場産品基準について、市内での加工により付加価値を付した加工品が「区域内で生産された地場産品」として認められるための、加工の程度に関する市の考え方や運用上の目安がございましたらご教示ください。	性を勘案する必要がある、商品開発や市場調査などに十分な時間をかける必要があります。 新たな返礼品が完成し、総務省の基準に明らかに適合している場合は、商品設計書を市で確認し、ポータルサイト等への掲載内容の作成（物撮りやストーリー、価格設定等）などを経て、寄附金を受領できるまで約1カ月程度の時間を要します。 付加価値基準については、年々、国による制度の厳格化が進められており、また、商品によって扱いに差があるため一概にお答えすることはできません。 詳細は、総務省がHPにて公表している基準をご覧くださいればと存じますが、参考までに、現時点での大まかな基準は以下の通りです。 ・自治体の区域内において発生した価値（価格）が全体の価値の5割を超えていること。また、それを証明し、公表すること。 ・複数の品目を組み合わせたセット品においては、地場産品の価値（価格）がそれ以外のものよりも高く、かつ返礼品全体の価値の7割以上であること。
7	【起業の形態・体制および拠点に関する要件について】 協力隊員として大館市で起業するにあたり、起業の形態・体制に関して制約や条件はございますでしょうか。具体的には、応募者本人が単独（一人）で起業することが必須なのか、共同創業者や従業員・役員を伴う体制での起業、または法人の設立は可能でしょうか。あわせて、起業にあたっては本店（本社所在地）を大館市内に置くことが要件となるのか、支店・営業所等の形態でも差し支えないのか、拠点に関する要件についてもご教示ください。	起業の形態・体制に関する制度上の制約・条件は原則ありません。 共同創業者や従業員・役員を伴う組織体制の構築や、初期からの法人の設立は全面的に可能かつ推奨されます。事業のスケール化を見据えた最適な体制を構築いただきたいと考えております。 また、本店（本社所在地）を大館市内に置くことについては、必須要件ではございません。 本事業の趣旨から、法人設立にあたっては、本店所在地を大館市内に置いていただくことが強く望まれますが、新たに起こす事業の特性上、他都市に本店を置く必要がある場合は、支店・営業所等の形態でも差し支えありません。